

○飯山市除雪支援隊補助金等交付要綱

平成30年12月28日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄関先等の除雪が必要な高齢者等の世帯の負担軽減を図るため、除雪が必要な世帯の除雪を行う除雪支援隊の設立を促進するとともに、その活動を支援するため、予算の範囲内で補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪支援隊 市内において、玄関先等の除雪が必要な高齢者等の世帯に対し、有償で除雪を行う団体をいう。
- (2) 安全対策用具 除雪を安全に行う上で必要なヘルメット、ハーネス、ハーネス用ロープ又はベストをいう。
- (3) 損害保険 除雪機を対象とした自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金等の交付対象者は、除雪支援隊の代表者とする。

(交付の額等)

第4条 補助金等の交付の区分、金額等は、次の表のとおりとする。ただし、除雪支援隊設立交付金の交付は、1除雪支援隊について1回限りとする。

区分	金額等	
除雪支援隊設立交付金	50,000円	
除雪支援隊活動補助金	傷害保険掛金 補助	傷害保険掛金の3分の2以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1人当たり3,000円を限度とする。ただし、傷害保険の被保険者は、除雪支援隊の構成員個人とすること。
	損害保険掛金 補助	損害保険掛金の3分の2以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、除雪機1台当たり8,000円を限度とする。ただし、除雪機は、除雪支援隊の構成員が所有し、かつ、除雪支援隊の活動に

	使用するものであること。
除雪機購入費 補助	<p>除雪機購入費の10分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) とし、1台当たり300,000円を限度とする。ただし、対象となる除雪機は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 除雪支援隊の構成員が所有し、除雪支援隊の活動に使用するものであること。</p> <p>(2) 更新の場合は、更新前の除雪機購入後10年以上経過したものであること。</p>
安全対策用具 購入費補助	<p>安全対策用具購入費の2分の1以内の額 (その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) とし、50,000円を限度とする。ただし、対象となる安全対策用具は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 除雪支援隊の構成員が所有し、かつ、除雪支援隊の活動に使用するものであること。</p> <p>(2) 補助金の対象となる経費の合計が10,000円以上であること。</p>

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年9月30日告示第74号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第39号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。